

平成28年度 第2回長野県障がい者施策推進協議会

日 時 平成29年2月9日(木)

10:00~12:00

場 所 長野県庁本館棟 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

○長野県健康福祉部長 山本 英紀

3 会議事項

(1) 障害者差別解消法施行後の取組状況について

○佐藤会長 皆さん、おはようございます。この冬も各地で大雪の中による被害が報告されており、心の痛む思いであります。特に障がい者の方々にとっては、この雪が社会参加を妨げる要因になるということで、本当にまた心が痛むことでございます。

今年も障がい者の施策の推進に、この会が幾ばくか貢献できることを願いながら冒頭のあいさつとさせていただきます、会議に入らせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは会議事項、意見交換に入ります。最初に(1)の障害者差別解消法施行後の取組状況についてでございます。関係する担当課から全て説明いただいた後に、ご質問、ご意見等をいただきたいと思っております。なお、資料の3につきましては、委員ではございますが、鈴木委員さんからご説明いただけることとお聞きしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料1から説明をお願いいたします。

○増尾課長補佐兼社会生活係長 資料1の資料説明

○佐藤会長 ありがとうございました。では続いて「合理的配慮実践事例集」作成について、説明をお願いいたします。

○勝又指導係長 資料2の説明

○佐藤会長 それでは、次が障害者差別禁止・合理的配慮提供義務に係る取組状況について

て、説明をお願いいたします。

○長野県労働局 資料3の説明

○佐藤会長 ありがとうございます。それぞれお三方から説明をいただきました。説明に関してご質問、ご意見等がありましたらお願いします。なお、毎回お願いしていることですが、ご発言に際しましては挙手でお知らせいただきまして、私のほうでご指名申し上げます。それからお名前を言っていただいでご発言をしていただきたいと思しますのでよろしくをお願いいたします。

ただいまの説明に関しましてご質問、ご意見等ございますか。

○竹内委員 茅野市の竹内です。お世話になります。ありがとうございます。

1点、教えてほしいのですが、資料1の差別解消法施行後の県の取組状況について、最初はず体制の整備という状況がありますが、いわゆる10圏域、保健福祉事務所単位での圏域障害者差別解消支援地域協議会というものが四角の囲みであります。10圏域での地域協議会の設置状況等を教えていただきたいと思います。

特に市町村としましては、一旦身近な窓口で相談を受け、さらに困難事例等がある場合にはこういったものが非常に助かりますので、非常に大きな期待をしているんですけども、現状はどうなっているか、教えていただきたいと思います。

○佐藤会長 ただいま竹内委員さんから、その地域協議会の状況を教えてほしいというご質問がございました。増尾係長さんお願いします。

○増尾課長補佐兼社会生活係長 では今のご質問にお答えいたします。基本的には、全県的な地域支援協議会と、市町村レベルでも地域協議会を設置するということが法律上、国のほうからも求められているところでございます。

ただ、市町村さんにおきましては、それぞれの市町村で一つひとつ設置するというのもなかなか現実的ではないということで、圏域という、ある程度まとまってつくっていることも想定されております。当県もそういう形でできれば、自立支援協議会と同じ圏域となりますので、そことも協力しながらつくれるということがいいのではないかとということで、各市町村にお願いするとともに、自立支援協議会の権利擁護部会にも、設置について、市町村の後押しをしていただくように取り組んでほしいということでお話してございます。

その中で、上小と上伊那の圏域については立ち上がったということで情報を承知しております。あとほかの圏域では、これから立ち上げていただく予定で進んでいるのではないかと考えておりますので、できるだけ早い設置を目指して、私どもも後押ししていきたいと、このように考えております。

○竹内委員 ありがとうございます。

○佐藤会長 それでは、ほかにはいかがでしょう。

○小池委員 いつもお世話になっております、小池です。合理的配慮実践事例集の作成ということで、特別支援教育課の出された資料に基づいて、お尋ねをしたいと思います。

昨日の新聞に副学籍という事項について、大きく取り上げられておりました。私もあまりそれを知らなくて、「こんなことがされているのか」と、「とてもいいことなのかな」と思っております。新聞等の情報によりますと、なかなか進んでいない現状もあるし、逆に地域の学校がかなり重い障がい者を受け入れて、数名の先生がその一人のお子さんに関わるという学校が長野市内にもあるという、そんな情報もお聞きしておるんですけども。

県としてはこの副学籍という、特別支援学校という特別な支援を要する学校というのがある、そして普通学級には特別支援学級ということでそれぞれ配置されておりますが、その学級と学校の利用の仕方というか、副学籍というところでどちらを重く捉え、そして副をどっちにするとかという、主たる従たるというような形もあるのかどうかですけれども、そこら辺の状況など、おわかりでしたらお聞きしたいかなと思います。お願いします。

○佐藤会長 いかがですか。小池委員さんから副学籍についてのご質問がございました。これには勝又係長さんお願いします。

○勝又指導係長 よろしく申し上げます。まず副学籍というものについてですけれども、副学籍がなくても、これまでも特別支援学校に在籍しているお子さんたちが、自分が居住している地域の小中学校と交流をする、居住地校交流というふうに学校では呼んでいますが、それは従来からやってまいりました。ただ、この副学籍というのは、その居住地地域の自治体が、うちの地域の子どもたちは、「自分たちの地域の学校の子どもでもあるんだ」ということを、副次的ではありますが制度上しっかりと位置づけていただきまして、交流を実施していただいているというのがこの副学籍です。

今年度は県内で21市町村がこの副学籍に取り組んでおりまして、年々増えています。また、報道にもありましたように、来年度から始めるという自治体が大分増えてまいりました。

当課としましてもインクルーシブな教育が進んでいくという観点から、特別支援学校は居住地からちょっと離れた場所に通わざるを得ないという状況があることを考えると、地域の同年代の子どもたちとかかわれる機会を保障していく、大事な仕組みだろうと思っております。県としましては一律にこれを導入するというよりは、先進事例をこのように紹介をしながら、各自治体が主体的に取り組んでいただけるように後押しをしていきたいと考えております。

また就学の問題、後半におっしゃられた部分ですけれども、学校教育法施行令では、特別支援学校の対象となるお子さんたちの障がいの程度などが規定されており、その子たちの学びが最も成立する場を考えていくということが重要だと思っております。現在はそういった基準も含めて、合意形成をしながら総合的に就学先を決めましょうという仕

組みに変わってきているために、中には基準と照らし合わせると、その基準には該当するのですが、小中学校に就学するというお子さんがいらっしゃいます。またそのあたりは、それぞれのお子さんのニーズ、それから各自治体の可能な支援の範囲というものをよく相談しながら、就学のあり方を考えていく必要があるというふうに思っております。以上です。

- 小池委員 この事例集で行くと、副学籍は中学校の事例が一つ載せられる予定であると見受けられるのですが、できたら小学校の事例などもあると、これを見られた方たちが参考になるのかなというような気がいたします。

部外者が余計なことを言っていて申しわけありませんけれども、そんなところを要望としてお伝えします。ありがとうございました。

- 佐藤会長 ありがとうございます。ほかには、伊藤委員さん。
- 伊藤委員 伊藤でございます。関連して意見を少し述べさせていただければと思います。ただいまの副学籍についてです。

インクルーシブ教育が始まるきっかけとなったサラマンカ声明（1994年、UNESCO）では、やはり地域の学校に通うのが原則であるという理念が表明されたわけですので、やはり将来的には副学籍はひっくり返して、本来の学籍こそ地域の学校にあり、特別支援学校のほうに副学籍を置くというようなことが多分望ましいことではないかと思えますが、一言、意見を述べさせていただきます。

- 佐藤会長 ありがとうございます。そのほかにはよろしいですか。

それでは、ただいまの質問等、また先ほどの報告、障害者差別解消法施行後の県の取組等をお聞きしておりましても随分、進展したように見受けられ、うれしく思っています。

なお、合理的配慮の中での小池委員さんの小学校も加えてというようなことに関しましては、また検討いただいて要望に応えられるような方向でお願いをしたいと、こんなふうに思います。

小池委員さん、伊藤委員さんからは、貴重なご意見をちょうだいしました。ありがとうございました。

（２）手話言語条例制定後の取組状況について

- 佐藤会長 それでは続いて（２）に入らせていただきます。手話言語条例制定後の取組についてを上程させていただきます。これは障がい者支援課から説明をお願いします。

- 川村課長補佐兼在宅支援係長 資料４

- 佐藤会長 ありがとうございます。会場からご質問、ご意見等を頂戴するわけござ

いますが、その前に、事前に高橋委員さんから発言の要望が届いておりますので、こちらからお願いできますか。

それこそ県の合理的配慮というか、今回からは、プロジェクターが用意されておりますので、必要があればこちらを使って発言をお願いをします。

○高橋委員 高橋です。お願いします。

(高橋委員発言の代わりに配布した資料)

『資料4 手話言語条例制定後の取組状況について』

手話応援を実施した、信州ブレイブウォリアーズの試合に一観戦者として会場にいました。

手話や障がい者福祉に興味や関心のない人たちにも「応援」という要素を取り入れたことで、自然と行動に移している人を多く見かけたので、ほかの要素をプラスして手話を普及させる好事例になったと思いました。

その一方で1回で終わらせるのは、もったいないな、と思いました。

長野県はプロチームがバスケットボールに限らず他にもあるので、継続して手話応援を行える場所（例えば、バスケットボールならチアガールに手話を取り入れてもらう提案をするなど）を作れるようにしたらもっと手話が一般に普及するのではないかと思います。

○佐藤会長 私のほうで読み上げますか、この発言要旨を。

○川村課長補佐兼在宅支援係長 高橋委員さんからの質問につきましては、資料をいただいておりますので、それに従いまして、私から説明をさせていただきます。

先ほど説明しました県内プロスポーツの、手話の応援には、高橋委員さんも11月5日の信州ブレイブウォリアーズの試合の際に観戦して、ご意見をいただきましてありがとうございます。

プロスポーツ団体を手話で応援という、この事業につきましては来年度も引き続き行いまして、来年度はプロバスケットボールの信州ブレイブウォリアーズに加え、より観客の多いプロサッカーチームの松本山雅の応援も追加することで、手話の応援という事業を充実して実施する予定としております。

それから、高橋委員さんからご提案いただきました、プロバスケットボールの応援の方法につきましても、今年度は最初ということもあり、手探り状態で、運営会社とも相談をしながら実施しましたけれども、高橋さんのご提言の趣旨も踏まえながら検討し、取り組んでいきたいと思っておりますので、またいろいろなご意見をいただきながらと思いますので、よろしくをお願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。

○佐藤会長 それではちょうど今のご意見は、高橋さんはそれでいいということですね。ほかにご質問等はいかがでしょうか、本木委員さん。

○本木委員 本木です。よろしくお願いします。

○本木委員 本当に手話言語条例ができて、こういったさまざまな事業が行われたことをとてもうれしく思っています。

昨日、聴覚障がい者協会の事務局長と話をしたのですが、プロバスケの試合で、手話での応援方法を選手の人と一緒に、みんなで相談しながらやったという話を聞いて、すごくいいなというふうに思いました。観客の皆さんもとても楽しんでくれたと聞いたので、とてもうれしく思っています。

でも残念ながら、今年度は1回だけだったので来年も続くかなと事務局長と話していたのですが、来年度もやっていただけると聞いてすごくうれしく思います。今後もずっと継続してやっていただければと思っています。

○佐藤会長 この継続するという要望について何かコメント、県の方からございますか。

○川村課長補佐兼在宅支援係長 実施方法につきまして、県ではきっかけづくりという形で考えておまして、いろいろな皆さんを巻き込んで、さまざまな取組という形で今後取り組んでいきたいというところで、具体的にどうするかはまだこれから検討していきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いします。

○本木委員 わかりました。

○佐藤会長 ほかにはどうでしょう、伊藤委員さん。

○伊藤委員 ただいまご説明いただきました2ページの4番のところ、中途失聴者に対するその手話講座を開催されたということで、このような取組はとてもいいことだと思います。

ただ、中途失聴者の方のコミュニケーションというのはやはりとても難しく、年齢によってはもう手話が覚えられないほどご高齢になられた方などもいらっしゃるかと思います。つまり手話のみがコミュニケーション手段ではないということもございますので、もしよろしければ、手話言語条例とは若干離れますけれども、手話以外のコミュニケーション支援について、何か今後のご計画などがあれば、お教えいただければと思います。

○佐藤会長 手話以外のコミュニケーションをとる方法があればということですが、どうでしょうか。

○川村課長補佐兼在宅支援課長 ろう者以外の方というか、聴覚障がい者以外の方のコミュニケーション方法につきましては、情報保障・コミュニケーション研究会というものを別途開催させていただきまして、その中で検討させていただいております。施策の関係につきましては、こちらの施策推進協議会にて提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○佐藤会長 ほかにはいかがでしょうか、なければ、次の議題に移らせていただきます。

この手話言語条例が制定されてから、長野県では特に福祉の関係の大会とかでは知事さんが率先してあいさつも手話でなさったり、さらには今日も、山本福祉部長もあいさ

つを手話でやりましたけれども、大分、県庁の中では進んでいるような雰囲気はありません。

さらなるろう者との交流などによる理解促進が図られることを望んで、次の議題に移らせていただきます。

(3) 地域生活支援について

○佐藤会長 (3) の地域生活支援についてでございます。関係する課から説明をお願いします。なお、ご質問等につきましては、資料5、6、そして7の説明が終わった後に頂戴する予定でありますので、よろしくお願いします。

それでは、障がい者支援課からお願いします。

○大日方課長補佐兼自立支援係長 資料5・6の説明

○小山課長補佐兼心の健康支援係長 資料7の説明

○佐藤会長 ありがとうございます。ただいまの説明に関しましてご意見を頂戴したいと思っております。会場からございましたら挙手をお願いしたいと思います。綿貫委員さん。

○綿貫委員 綿貫です。よろしくお願いします。地域生活支援拠点の整備についてですが、この(2)の5つの機能を整備するというので、ほとんどの市町村が面的整備を行うという方向で、県内で進められているという状況のようですけれども、例えばその相談支援に関してですが、計画相談の事業では、つい最近、非常に身近なところで採算が取れないために、この事業を撤退する事業所が私の身近でも2件ございました。非常に、この計画相談に関しては、制度ができたときからどのように運営していったらいいのかというような意見等は多く出されていたかと思うのですが、現在に至ってもそのような状況が継続していることには変わりなく、非常に、受けている事業所も、例えば私のところの事業所も採算はとれておりません。どのように運営をしていったらいいのかということ、それぞれの事業所で模索をしているかと思うのですが、何かよいモデルケースがございましたら、そういったものを広く示していただいて、よりよい運営ができるようにしていけたらなというふうに思います。

それと、この5つの機能の中の緊急ショート、あるいはその24時間相談支援体制ということによって、各市町村でもこれを進めていく中でのその財政的な支援というところがやはり課題になっているというふうに挙げていただいておりますが、私も自分の事業所がある市町村等々、あるいは自立支援協議会の中でお話等をさせていただいているのですが、各市町村でもまだまだ見えてきていないところがあるかなというふうに思います。

こうした部分も、県としてモデル的なものをちょっと示していただけましたならば、これを受けとめていくその事業所や、あるいは自立支援協議会ももう少し前に進めることができるのではないかなというふうに思います。以上です。お願いします。

- 佐藤会長 綿貫委員さんから2つのご質問がありました。まずは地域生活支援拠点に求められる5つの機能の中身で、事業を運営していくのに非常に厳しい面があることと、ここら辺のところアドバイスがあるかというのが1点です。

では、障がい者支援課から、コメントがありましたらお願いいたします。

- 大日方課長補佐兼自立支援係長 相談支援事業所におかれましては、その業務が加重になっていることですか、ただいま綿貫委員さんからお話がありましたように、採算が取れないというようなことは承知しているところです。給付等のかさ上げにつきまして何とかできないかということで、国に要望しているということしか申し上げられないということになるかと思えますけれども。

また、よいモデルケース等がありましたら、広くこちらとしても皆さんにお示ししていきたいというふうに考えております。

- 佐藤会長 2番目の質問の自立支援事業所を、何かいいモデル的な事業があったらというのを、今の答えであれですか、綿貫さんいいですか。ちょっとつけ加えていただけますか。

- 綿貫委員 その地域生活支援拠点の整備において、各圏域にて出されている課題の中で、財政的な支援というようなものが課題に出されている報道があるかと思うのですけれども。

その部分に関して整備をしていく中で、市町村でもどのように財政的な支援をしていったらいいのかという部分も、かなり悩んでいらっしゃる場所があるかと思えますので、そういったところでの、財政的な部分も含んだ、具体的なモデルを示していただくと、各圏域でも進めやすいのではないかなというふうに思います。

- 佐藤会長 この件に関してまた検討をしていただければと思いますが、今、直接にコメントはありますか。

- 大日方課長補佐兼自立支援係長 わかりました。ご意見として承っていきたく思います。

- 樋口障がい福祉幹 障がい福祉幹の樋口でございますが、私からお答え申し上げます。

県の自立支援協議会におきまして、先進モデルを示しながら県全体のレベルを上げていく取組を行っているところです。

具体的には、県の自立支援協議会の中に各圏域の総合支援センターや市町村の代表者等で構成する機能強化会議というものを設け、10圏域の中で一番取組が充実している北信圏域の取組みを紹介する取組を行いました。地域生活支援拠点の整備においては、緊急時の受入れ・対応が課題の一つで、特に緊急の受入れに対応できるよう緊急ショートの手を常時どう確保するかということ、そのための財政支援をどうするかということ

が一番の課題になります。この点について、北信圏域では、圏域を構成する市町村がこの空所の部分を確保するための予算を分担し合おうじゃないかという協議が行われております。この取組の状況につきまして、これまでの機能強化会議等におきまして、飯山市の福祉課長さんから具体的にご説明いただきました。

地域生活支援拠点の整備に向けて、同じような課題を抱えているそれぞれの圏域の皆さんにおきましては、北信圏域での取組を自分たちの圏域に持ち帰っていただき、今後、具体的にどういうふうに取り組むかという点に生かしていただきたいと思いますと考えております。

○佐藤会長 ありがとうございます。ほかには、東條委員さん。

○東條委員 東條です。先ほどの精神障がい者の地域包括ケアシステムのところで、意見なのですが、今回、生活移行をしっかりと出して取り組んでいくことが国のほうからも出されていますが、自分たちのところでも地域移行を進めていく中で、やはりしっかりとした数値目標があると、取組が非常に活発にできるかなというのを実感しております。

ぜひ長野県においても、それぞれの圏域等におきまして、しっかりとした数値目標を出していただいて、それをみんなで目指すという、そんな動きをつくっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤会長 これは要望でよろしいですか、はい。ほかにはございますか、なければ次に移らせていただきますが。

資料6の地域移行の調査結果を見せていただきましたが、まず施設の考え方に大変、まだばらつきがあるのだなというような感じがいたしました。かつては施設中心の福祉サービスから、もう今は地域福祉サービス、地域で生活するためのサービスに移行することは各施設もわかっているのですが、なかなか入居している、利用している方が地域の生活を強く望まないというようなこともあるのかなど、そんな感じをいたしました。

当施設ではそのために法人内でグループホームをつくりましたので、4棟ほどつくった経過もありますが、利用者の皆さんも7名、8名ですか、去年の春に移行を果たしています。やはりそういうハード面の整備などがなされれば、もう少し進展するだろうなと、こんなふうに感じております。

いずれにしても、1億総活躍プランでの地域共生社会の実現に向けた取組は行うべきだという国の基本方針にのっとり、とりあえず今の説明の中にありました中身を、県も一生懸命ご努力をいただいているということですが、さらなる地域移行への取組について推進をお願いしたいと思います。

(4) 長野県障がい者プランの策定について

○佐藤会長 では次に移らせていただきます。次は、長野県障がい者プランの策定でいいでしょうか、それでは障がい者支援課からお願いします。

○小山社会生活係担当係長 資料8の説明

○佐藤会長 ありがとうございます。これについてご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○塚田委員 長野県手をつなぐ育成会の塚田です。よろしくお願いします。

この障がいのある方の実態調査（案）ですけれども、無作為抽出の中に、療育手帳を保有されている方も当然アンケート対象と思われるのですが、知的障がいのある方はなかなかアンケート調査に応じるのは大変難しいかと思うのですけれども、そういった方の意見が漏れることのないような調査方法をお願いしたいと思います。

今の段階で、わかる範囲でどのような配慮をしているのか、まさに合理的配慮をしているのかをお聞きしたいと思います。

○佐藤会長 具体的にその合理的配慮がどんなものか、そういう質問ですが、小山係長。

○小山社会生活係担当係長 既にこのような調査を実施している県などがございますので、そんなところでは、例えば支援者の方や親御さん、そういった方に、書けない場合は相談しながら書いてくださいというような記載の方法もあったかと思えます。そういったものはちょっと先進県といいますか、実際に実施している県などを参考にしながら進めるとともに、また皆様からご意見があれば、そちらのほうを参考にして実施してまいりたいと思えます。

○佐藤会長 何かありますか。

○塚田委員 ありがとうございます。ぜひ無駄にならないアンケートをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○小山社会生活係担当係長 ありがとうございます。

○佐藤会長 先ほどの質問、小山係長のほうで3回ほど、これについてご意見をちょうだいしたいと思いますという発言がありましたけれども、それについての意見、では伊藤委員さん。

○伊藤委員 やはり実態調査については、多分、印刷されたアンケートが配布されるわけですけれども、電子化されたものとか、書字のできないような方のためのどのような配慮をされるのか、また多分検討される必要があるかなと思えます。

例えば一例ですけれども、マイナンバーございますね。あれも音声コードが実は印刷されていて、マイナンバーを読み上げてくれるのですけれども、全盲の方は音声コードが印刷されていることすらわからないという状況がありました。ですから、電子化されたり、さまざまなメディアを使ってアンケートをされる場合でも、それを受けとったご本人が、そういう特殊な情報の存在をわかるような工夫というものも必要なかなと感じておりますので、よろしくお願いいたします。

○小山社会生活係担当係長 ご意見、ありがとうございます。

○佐藤会長 ほかにはいかがでしょう。

では、この辺で次に移らせていただいてよろしいですか。先ほどご説明申し上げました地域共生社会の実現、これに伴って、基本理念で、長野県の県民一人ひとりが地域社会の一員として「居場所と出番」を見出すことができる、“共に生きる長野県づくり”を目指しますと、すばらしい文言で基本理念が語られております。

我々委員会としても、その目指す基本理念、少しでも協力できるように努力したいと、こんな思いをいたしました。

(5) そのほか報告事項

○佐藤会長 さて次の5、そのほか報告事項であります。これは労働雇用課の説明をいただくということですね、お願いします。

- 早川課長補佐兼雇用対策係長 資料9の説明
- 増尾課長補佐兼社会生活係長 資料10の説明
- 阿部課長補佐兼施設支援係長 資料11の説明・資料12の説明
- 内山企画幹（障がいスポーツ担当） 資料13の説明

(6) 意見交換

○佐藤会長 ちょうど、もうおそらく時間になります。今の長野県の障がい者スポーツの普及振興について、高橋委員さんから事前にご意見をいただいております。

(高橋委員発言の代わりに配布した資料)

『資料13 長野県の障がい者スポーツの普及振興について』

障がい者がスポーツを始める際、自分に何ができるのか、練習場所は確保できるのか、仕事との両立はできるのか、健常者が「明日からマラソンを始めよう」という感覚では、スポーツは始められません。

長野県内で障がい者スポーツを始めたり、パラリンピック競技にチャレンジしたいと思っても圧倒的に開示されている情報が少なすぎるように思います。

アイススレッジだけは、いつどこで練習しているのかが明確です、ただし、岡谷市で早朝練習なのは気軽に参加できるレベルではないと思います。

日本財団パラリンピックサポートセンターが、自分に合うパラスポーツが見つかるサイトを作成するためにクラウドファンディングを始めています。

長野県内の障がい者スポーツも、障がい者にスポーツを始めもらうための情報開示や気軽に障がい者スポーツやパラリンピック競技に親しめる場が必要だと思えます。

○内山企画幹 ご意見ありがとうございます。

私どもは、今後の推進方法として2つのテーマを設けています。1つは、一般スポーツ界において障がい者の参加を促進すること、これは先ほど申し上げたとおりです。それからもう1点が、障がい者にスポーツの意義を発信して、必要な人に必要な情報を届けるという、この2つの柱で今後進めていきたいというふうに思っているところです。

おっしゃるとおり、情報がなかなか、不足している点は我々としても反省をしたいところであります。これまで県ではホームページや、あるいはメールマガジンなどを発行しているほか、今回、お手元にポスターを配らせていただきました。これは初めての取組として、障がい者の皆さんにスポーツ、運動を楽しんでいただきたいと、そんな呼びかけを図るためのポスターとして作ったもので、これを関係の病院ですとか学校などに配布をしているところでございます。

少しでも多くの障がい者が外に出て、一緒に社会の中でスポーツを楽しむような環境をつくっていききたいと思っておりますので、ぜひ皆様方のご協力をお願いしたいというふうに思っております。ご意見ありがとうございます。

○佐藤会長 追加で高橋さん質問があるということですが、要望でしょうか。ではこれを障がい者福祉課のほうに上げていただけますか。障がい者福祉課で、高橋委員さんのご意見、ご要望を聞いて善処していただきたいなど、こんなふうに思います。

(高橋委員ご意見)

パラリンピック出場選手の発掘・育成も含まれているとおもいますが、現在のパラリンピック代表選手はアスリート雇用で競技生活をしています。県内で、競技生活をおくれるようアスリート雇用の雇用形態を導入していただける企業への対策もあわせてお願いしたいです。

伊藤委員からご質問がありました手話以外のコミュニケーションツールとして、アプリケーションを使用したUDトークというものもあります。私自身使用したことはないのですが、途中で聴覚障害のある友人が手話と併用しながらコミュニケーションをはかっています。既に完成されているアプリなので、検討していただくのもよいのではないのでしょうか。

○佐藤会長 以上、上程されました議題は全て終了いたしましたので、時間であります。ほかの皆さんのご意見等もお聞きしたかったのですが、時間の都合上、以上をもって議事のほうは閉じさせていただき、議長をおろさせてもらって、事務局のほうへお返しします。よろしく申し上げます。

○事務局 佐藤会長さん、並びに委員の皆様には長時間にわたりまして熱心にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは閉会に当たりまして、障がい者支援課の山崎企画幹から一言申し上げます。

○山崎企画幹 障がい者支援課の山崎と申します。本日、課長が欠席させていただいておりますので、かわりに御礼申し上げます。

本日は佐藤会長、それから委員の皆様にはご熱心にご協議いただきまして大変ありがとうございました。この協議会は例年2回ほど開催させていただいております。各分野の皆様から、県の障がい者施策につきましてご意見をいただく貴重な場となっております。本日もいただいたご意見につきましても、今後の施策に反映できるよう考えてまいりたいと思っております。

また、障がい者施策につきましては、行政や、それから支援機関の皆様だけでは進めることができないと思っております。何よりも国民、あるいは県民の皆様が障がい、それから障がいのある方を正しく理解し、そしてお互いの人格、個性を認め合っていくということが基本だと思っております。そういった意味では、昨年の相模原の事件、とても私どもにとっては衝撃的でありました。まだまだ国民・県民の皆様全ての人の理解を得ていないのだろうということで、今後ますますそれに向けての取組をしっかりと進めていかなければならないと思っております。

最後になりましたけれども、皆様方のますますのご健勝を祈念申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

4 閉 会

○事務局 それでは以上をもちまして、本日の協議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤会長 今日、これで我々は任期が終わるのですね。

今日で皆さんと顔を合わせるのはおしまいのようでございます。施策推進協議会として、長野県の障がい者施策の推進のかたわらでもかかわることができたことは、非常に私も光栄に、また名誉に思っております。皆さんについても同じだと思います。さらなる長野県の障がい者施策推進の発展に我々委員においても、またバックアップしていきたいと、こんなことを申し上げて退任のあいさつとさせていただきます。

皆さん、さようなら、グッドバイ、ありがとうございました。